

2.15 ポーランド

2.15.1 概要¹⁶⁶

人口は 3,792 万人（2018 年）、面積は日本の約 8 割である。南部の山岳地帯を除き、国土のほとんどが緩やかな丘陵地帯である。バルト海に面する北西部は温帯気候、東部や南部は亜寒帯気候で、降水量は年間を通して一定である。

ポーランドは EU で第 1 位のりんごの生産国で、EU 全体の 28.9%を生産しており（2018 年）¹⁶⁷、世界でも第 3 位のりんごの生産国である¹⁶⁸。

1 経営体当たり平均経営面積は 10.1ha（2013 年）。小規模農家が多く、経営面積 5 ha 未満の農家が約 5 割を占める。農家が大規模化されていない特徴を利用し、ポルチーニ茸、エスカルゴ、カシス、ベリー類など付加価値の高い高品質な農産物が生産されている。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。



農林水産業の地位（2018 年） 単位：億 US ドル、%

	ポーランド		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,857	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	123	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からポーランドへの輸出額が 400 万 US ドルであるのに対し、ポーランドから日本への輸入額は約 1 億 4,000 万 US ドルである（2018 年）。日本の輸出上位品目はタバコ、植物の液汁エキス、植木等であり、ポーランドからの輸入上位品目は構造用集成材¹⁶⁹、羽毛・羽毛皮、ペットフードである。

¹⁶⁶ ポーランドの農林水産業概況、農林水産省 2018、2020

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-189.pdf

¹⁶⁷ Agriculture, forestry and fishery statistics 2019 edition, 46-47

(<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3217494/10317767/KS-FK-19-001-EN-N.pdf/742d3fd2-961e-68c1-47d0-11cf30b11489>)

¹⁶⁸ http://www.fao.org/faostat/en/#rankings/countries_by_commodity

¹⁶⁹ 所要の耐力を目的として等級区分したひき板(ラミナ)を集成接着したもの。木質構造の耐力部材として柱、梁、桁などに使用される。 <https://www.syuseizai.com/material01>

農林水産物貿易概況（2018 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ポーランド)	輸入 (ポーランド→日本)	日本の収支
総額	2,877	1,040	1,837
農林水産物	4	141	▲137
農林水産物のシェア	0.1	13.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2018 年）

輸出：日本→ポーランド（単位：万 US ドル%） 輸入：ポーランド→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
タバコ	56	14.2	構造用集成材	1,878	13.3
植物エキス	37	9.4	羽毛・羽毛皮	1,651	11.7
植木等	36	9.0	ペットフード	1,496	10.6
スープ・ブイユ	27	6.8	野菜ジュース	1,114	7.9
ソース混合調味料	22	5.4	牛乳	848	6.0
総額	396	100.0	総額	14,072	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ポーランド語で Chroniona nazwa pochodzenia（ChNP）、地理的表示保護（PGI）は Chronione oznaczenie geograficzne（ChOG）と呼ぶ。ポーランドの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 9 件、PGI 24 件、合計 33 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、ドイツに次ぐ第 7 位である。このほかリトアニアとの共同登録が PDO で 1 件（蜂蜜）存在する。品目別にみると、PDO はチーズ、果物・野菜・穀類が多く、PGI は果物・野菜・穀類、パン・菓子類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	1
Class 1.2. 肉製品	-	4
Class 1.3. チーズ	3	2
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	2	3
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	3	7
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	6
総数	9	24

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.15.2 GI 監視スキーム

ポーランドでは農業農村開発省（MARD）がGIに関する政策を所掌し、管理団体の認証やGI登録の審査を実施する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発環境省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD/ Ministerstwo Rolnictwa i Rozwoju Ws)	Wspólna Street, 30 00930 Warsaw	Tel. +48 226231000

EUIPO (2017)¹⁷⁰

GI 監視当局はかつて 2 機関あり、生産段階から卸段階までを農業食品検査局（AFQI）が、小売段階の監視は競争消費者保護局（OCCP）の取引検査部（TI）が実施していた。しかし、2020 年 7 月より監視機能は農業食品検査局（AFQI）に集約されることとなった。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食品品質検査局 (Agricultural and Food Quality Inspection : AFQI/ Główny Inspektor Jakości Handlowej Artykułów Rolno-Spożywczych)	Wspólna Street, 30 00930 Warsaw	Tel. +48 226232900 Email: sekretariat@ijhars.gov.pl Website: www.ijhar-s.gov.pl

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁷¹

AFQI は、農産物・食品、ワイン、スピリッツのすべての GI 品目について、国内 16 州の州検査局（VAFQI）とともに、サプライチェーン全体の監視を実施する。他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、AFQI がその窓口である¹⁷²。

¹⁷⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁷¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁷² 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food_fraud_contact_points.pdf

2.15.3 GI 侵害の事例

ポーランド国内においては、州検査局（VAFQI）が他国の GI 品の模倣を発見し、不正品の流通を押さえたり、罰金を科したりといった取り締まりを行っている¹⁷³。これまでに以下のような GI 侵害が発見されている。

- ギリシャの PDO チーズ Feta の模倣品が「Fetikos」という名称で、地中海を想起させるパッケージで販売されていた
- ギリシャの PDO チーズ Feta の模倣品が、ポーランド企業により国内で生産され、「Feta」という名前で販売されていた
- イタリアの PDO チーズ Parmigiano-Reggiano の模倣品が「Parmeser」というポーランド語の名称で販売されていた
- ポーランドの PGI ソーセージ Kiełbasa lisiecka の模倣品が出回っていた。同製品は豚肉から製造されるが、鶏肉を原料とする模倣品が販売されていた



Feta の模倣品



Parmigiano Reggiano の模倣品

GI 侵害の事例

GUIDE on PRACTICES OF OFFICIAL CONTROLS IN SCOPE OF PDO, PGI, TSG AGRI-FOOD PRODUCTS IN THE EU (2018)

¹⁷³ I. Kamińska (2018) GUIDE on PRACTICES OF OFFICIAL CONTROLS IN SCOPE OF PDO, PGI, TSG AGRI-FOOD PRODUCTS IN THE EU.
http://agepi.gov.md/sites/default/files/ipr_project/Final_GUIDE_on_OFFC_in_scope_of_PDO_PGI_TSG_08.09.18_EN.pdf

2.15.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、AFQI の局長あてに通報することができる。AFQI への直接訪問、電話、郵送、電子メール、あるいは電子公共サービス (Elektroniczna Platforma Usług Administracji Publicznej : ePUAP)¹⁷⁴のプラットフォームからも情報提供を受け付けている¹⁷⁵。通報は誰でも可能であるが、電子公共サービス ePUAP の利用にはアカウントが必要である。

通報には通報者の氏名や郵便番号を含む連絡先の明記が求め得られており、匿名の申し立ては受け付けない。申し立てには問題となる製品の名称（製造番号）、生産者・運送事業者・輸入者等の関係者の名称と住所、申し立ての内容（ラベルや品質に関する疑義等）を記載する。問題の製品は、正規の検査員がサンプリングして正式に確認する必要があるため、実物を提出してはならないとされている。

申し立てへの対応結果は、ePUAP による通報は ePUAP で、それ以外は郵送で通知される。

ポーランドの GI 登録保護法では GI 製品のラベル使用義務違反は平均月収の 3 倍を上限とする罰金が科されている。また、不正競争法により、損害賠償等の救済手続きが可能である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ポーランドにおける GI 侵害の窓口は、農業食品検査局（Chief Inspectorate of Commercial Quality of Agri-Food Products : AFQI）

Tel. +48 22 623 29 99

Email: sekretariat@ijhars.gov.pl

連絡方法

農業食品検査局に文書を郵送、電子メール、電子行政ポータル¹⁷⁴の電子私書箱、電話、直接訪問による申し立てが可能。

保護のしくみ

農業食品検査局が州の検査局とともに対応。違反品の流通差し止めや罰金を科す。

¹⁷⁴ <https://epuap.gov.pl/wps/portal/strefa-klienta/katalog-spraw/profil-urzedu/4xdb717614>

¹⁷⁵ <https://www.gov.pl/web/ijhars/skargi-i-wnioski2>

2.15.5 関連法令

ポーランドの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書¹⁷⁶に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- The Commercial Quality of Agri-Food Act (the AFQI による食品、農産物、ワイン、スピリッツの管理を定める)
- The GI Registration and Protection Act (the Act of 10 June 2016 により改定) : AFQI による管理団体の監査を定める、GI に関する違反の罰則規定
- The Act of 12 May 2011 on production and bottling of wine products (※ワイン)
- The Act of 18 October 2006 on production of spirits and the registration and protection of GIs of spirit drinks (※スピリッツ)

民事手続きを規定する法律

- The Act of 16 April 1993 on combating unfair competition (不正競争法)

刑事手続きを規定する法律

- The Act of 16 April 1993 on combating unfair competition (不正競争法の第4章に刑罰規定を含む)

¹⁷⁶ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.15.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ポーランドでは以下の 10 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	4
Class 1.5. 油、油脂	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	4
Class 2.3. パン、菓子類	1
総数	10

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

ポーランドでは、EU の GI 制度を導入する際、MARD 及び地域当局により、地域の伝統的な産品の情報を収集して各地の名産品伝統リスト（List of Traditional Products : LTP）が作成された¹⁷⁷。1,600 以上がリスト化され、その多くが国内や EU の制度に登録されている。LTP 自体は認証制度ではなく正式なロゴもないが、商品のパッケージに「LTP に掲載」と付記され、消費者が目にすることが多い。

国内の食品品質制度(Krajowe systemy jakości żywności) は、MARD の承認が必要であり、次の 4 つがある¹⁷⁸。高品質伝統品（Jakość Tradycja）は、ポーランド地域産品会議所（the Polish Chamber of Regional and Local Products）とポーランド共和国州連合による制度である。1956 年以前から存在し、かつ 50 年間以上生産されている産品を対象とし、2020 年 12 月時点で 320 製品が登録されている。

さらに、牛を対象とする高品質食肉プログラム（Quality Meat Program : QMP）、豚を対象とする豚肉品質制度（Pork Quality System : PQS）、豚・鶏・加工肉を広く対象とする食品品質保証制度（Food Quality Guaranteed System : QAFP）が認証制度として運用されている。

また、2016 年 12 月 4 日農産物・食品の商業的品質に関する法改正により、国産品を「ポーランド製品（Produkt polski）」として表示する新たな規制が導入された。自主的な表示制度とされているが、産地や成分表示の基準を示し、ロゴを提供している。

¹⁷⁷ FAO (2018) Geographical indication schemes in Croatia, Hungary and Poland.
<http://www.fao.org/3/CA0938EN/ca0938en.pdf> p20

¹⁷⁸ <https://www.gov.pl/web/rolnictwo/krajowe-systemy-jakosci-zywnosci>